

高知大学受託研究取扱規則

平成16年4月1日
規則第63号

最終改正 令和3年9月10日規則第20号

(趣旨)

第1条 この規則は、高知大学（以下「本学」という。）における受託研究（本学において民間等外部の機関（以下「委託者」という。）からの委託を受けて業務として行う研究で、これに要する経費を委託者が負担するものをいう。）の取扱いに関し必要な事項を定める。

(受入れの条件)

第2条 受託研究は、本学の教育研究上有意義であり、かつ、本来の教育研究に支障を生じるおそれがないと認められる場合に限り受け入れるものとし、受入れに当っては、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 受託研究は、委託者が一方的に中止することはできないこと。ただし、委託者から中止の申出があった場合には、委託者と協議のうえ、決定するものとする。
- (2) 受託研究の結果、知的所有権の権利が生じた場合には、委託者その他にこれを無償で使用させ、又は譲与することはできないこと。
- (3) 受託研究に要する経費により取得した設備等は、返還しないこと。
- (4) やむを得ない事由により受託研究を中止又はその期間を延長する場合においても、本学は、その責を負わないものとし、この場合、委託者にその事由を通知するものとする。また、原則として受託研究に要する経費を委託者に返還しないこと。ただし、特に必要があると認める場合には、不用となった経費の額の範囲内において、その全部又は一部を返還することがあること。
- (5) 委託者は、受託研究に要する経費を、当該研究の開始前に納付すること。

2 前項に定めるもののほか、学長において必要と認められる条件は、別に定める。

3 学長は、第1項第3号及び第5号の条件については、委託者が国の機関（国から再委託されたものを含む。）若しくは公社、公庫、公団等政府関係機関、地方公共団体又は独立行政法人である場合には、付さないことができる。

(受託研究に要する経費)

第3条 受託研究を受け入れるに当って委託者が負担する額は、謝金、旅費、研究支援者等の人件費、設備費等の当該研究遂行に直接必要な経費に相当する額（以下「直接経

費」という。)及び当該研究遂行に関連し、直接経費以外に必要となる経費(以下「間接経費」という。)の合算額とする。これにより委託者の負担する額を算定する場合、間接経費は直接経費の30%に相当する額を標準とする。ただし、次に該当する場合は、直接経費のみとすることができる。

ア 委託者が国(国以外の団体等で、国からの補助金等を受け、その再委託により研究を委託することが明確なものを含む。以下同じ。)で間接経費が措置されていない場合

イ 次の各号のいずれかに該当する場合で、学長が真にやむを得ないと認める場合

(ア) 委託者が特殊法人、認可法人、独立行政法人又は地方公共団体であつて、財政事情で間接経費がない場合

(イ) 委託者がア以外の場合であっても、従前より直接経費のみを受け入れていた研究課題で、継続して受け入れる場合

(ウ) 競争的資金による研究費のうち、当該研究費にかかる間接経費が措置されていない場合

(申込みの手續)

第4条 受託研究の申込みをしようとする者は、受託研究申込書(別記様式第1号)を学長に提出するものとする。

(受入れの決定等)

第5条 受託研究の受入れについては、学長が決定するものとする。

2 学長は、受託研究の受入担当職員(以下「研究担当職員」という。)の意見に基づき、前項の決定を行うものとする。

3 学長は、受託研究の受入れを決定したときは、受託研究受入通知書(別記様式第2号)により契約担当役に通知するとともに、研究担当職員の所属する部局の長に報告するものとする。

4 契約担当役は、契約を締結したときは、受託研究受入決定通知書(別記様式第3号)により学長及び研究担当職員に通知するものとする。

(受入れ後の変更等)

第6条 研究担当職員は、当該研究を中止し、又はその期間を延長する必要が生じたときは、受託研究中止・期間延長承認申請書(別記様式第4号)により直ちに学長に申し出るものとする。

2 学長は、前項の申出が受託研究の遂行上やむを得ないと認めたときは、これを中止

し、又はその期間を延長することを決定し、その旨契約担当役に通知するものとする。

(特許権の実施)

第7条 学長は、受託研究の結果生じた発明につき、国が承継した特許を受ける権利又はこれに基づき取得した特許権（以下「特許権等」という。）を委託者又は委託者の指定する者に限り、当該特許を出願した時から5年を超えない範囲内において優先的に実施させることができるものとする（以下「優先的实施期間」という。）。

2 前項の優先的实施期間は、委託者との協議により、更新することができるものとする。

3 第1項の場合において、委託者若しくは委託者の指定する者が当該特許権等を優先的実施の期間中その第2年次以降において正当な理由なく実施しないとき、又は当該特許権等を優先的に実施させることが公共の利益を著しく損なうと認められるときは、学長は、委託者及び委託者の指定する者以外の者に対し、当該特許権等の実施を許諾することができるものとする。

4 第1項又は前項の規定により、当該特許権等の実施を許諾したときは、別に実施契約で定める実施料を徴収するものとする。

(実用新案権等の取扱い)

第8条 受託研究の結果生じた考案に係る実用新案権及び実用新案登録を受ける権利については、前条に準じて取り扱うものとする。

(受託研究の完了報告)

第9条 研究を担当する職員は、当該研究が完了したときは、受託研究完了報告書（別記様式第5号）により学長に報告するものとする。

2 学長は、受託研究の結果を委託者に報告するときは、研究担当職員をして行わせるものとする。

(研究成果の公表)

第10条 受託研究による研究成果は、原則公表するものとする。

2 公表の時期・方法について、必要な場合には、特許権等の取得の妨げにならない範囲において、学長は、委託者との間で契約書等において適切に定めるものとする。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月26日規則第15号）

この規則は、令和元年5月1日から施行する。

附 則（令和3年9月10日規則第20号）

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

別記様式第1号（第4条関係）

受 託 研 究 申 込 書

年 月 日

高知大学長 殿

住 所

氏 名

高知大学受託研究取扱規則を熟知し、下記のとおり受託研究を申し込みます。

記

- 1 研究題目
- 2 研究の目的及び内容
- 3 研究に要する経費 円（直接経費 円, 間接経費 円）
- 4 研究期間
- 5 研究担当者氏名
- 6 提供物品
- 7 新規・継続の別
- 8 その他

別紙

受託研究経費内訳書

高知大学長 殿

研究担当者 所属・職名・氏名

研究題目
研究に要する経費

内訳

	事 項	金 額	算 出 根 拠
直 接 経 費	研究支援者等人件費	円	
	研 究 謝 金		
	研 究 旅 費		
	研 究 費		
	備品費 消耗品費 通信運搬費 光熱水料 印刷製本費		
	計	()	
間 接 経 費	技術料 機器損料 その他	円	
	計	()	
合 計		円 ()	

(注) () 書は、消費税相当額で内数

別記様式第2号（第5条関係）

受託研究受入通知書

年 月 日

高知大学契約担当役 殿

高知大学長

下記のとおり受託研究を受け入れたので通知します。

記

- 1 研究題目
- 2 研究の目的及び内容
- 3 研究担当者
- 4 委託者の住所及び氏名
- 5 委託者が納付すべき研究に要する経費
(直接経費 円 間接経費 円)
- 6 研究期間
- 7 新規・継続の別
- 8 提供物品
- 9 その他必要な事項

別記様式第3号（第5条関係）

受託研究受入決定通知書

年 月 日

殿

契約担当役

事務局長

委託者 〃 に係る下記受託研究について、別紙契約書（写）のとおり契約を締結したので通知します。

記

研究題目：

別記様式第4号（第6条関係）

受託研究 中止 承認申請書
期間延長

年 月 日

高知大学長 殿

研究担当者

所属・職・氏名

高知大学受託研究取扱規則第6条の規定に基づき、下記のとおり受託研究を
中止 期間延長 したいので申請します。

記

- 1 研究題目
- 2 中止・期間延長を必要とする理由
- 3 その他参考となる事項

別紙様式第5号（第9条関係）

受 託 研 究 完 了 報 告 書

年 月 日

高知大学長 殿

研究担当者

所属・職・氏名

下記のとおり受託研究が完了しましたので報告します。

記

- 1 研究題目
- 2 研究の目的
- 3 研究の経過及び成果
- 4 研究に要した経費 円（研究費内訳書別紙）
- 5 知的所有権等
- 6 その他参考となる事項